

宇部市公開型 GIS・統合型 GIS 整備事業業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 4 月

宇部市 デジタル推進課

## 1 趣旨

本プロポーザル実施要領は、「宇部市公開型 GIS・統合型 GIS 整備事業業務」（以下「本業務」という。）の実施に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により最も的確な業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

宇部市公開型 GIS・統合型 GIS 整備事業業務

### (2) 業務内容

別添「宇部市公開型 GIS・統合型 GIS 整備事業業務特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 業務期間

#### ア 公開型 GIS 及び統合型 GIS

(ア) 構築業務 契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

(イ) 運用保守業務 令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

イ 道路台帳デジタル化 契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

### (4) 提案上限額

104,708 千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、上限額は公開型 GIS 及び統合型 GIS の構築費及び、令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの運用保守費、道路台帳デジタル化の費用である。

また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出時点において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 本公募日から契約締結の日まで、国、地方公共団体等からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 政治団体、宗教団体またはそれに類する団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 租税を滞納していないこと。

- (7) 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。
- (8) 仕様書第1章第6条に示す、各技術者が配置できること。

#### 4 実施スケジュール

項目	日程※	備考	様式
公募開始	令和6年4月 8日 (月)	市公式ウェブサイトに掲載	
質問の 受付期限	令和6年4月12日 (金) 午後1時まで	電子メールにより提出	様式1
質問に対する 回答	令和6年4月17日 (水)	市公式ウェブサイトに掲載	
参加表明書 提出期限	令和6年4月19日 (金) 午後5時まで	電子メールにより提出	様式2 様式3 様式4 様式5
参加資格審査 結果通知	令和6年4月23日 (火)	電子メールにより通知	
企画提案書 提出期限	令和6年5月10日 (金) 午後5時まで	電子メールにより提出	様式6 様式7
プレゼンテー ション	令和6年5月22日 (水) 予定		
審査結果の 通知	令和6年5月23日 (木) 発送予定	電子メールにより通知	
契約協議及び 契約締結	令和6年6月上旬予定		

※各項目の日程については、都合により変更の可能性あり。

#### 5 仕様書等の公開日等

##### (1) 公開日

令和6年4月8日 (月)

##### (2) 公開場所

市ウェブサイトに掲載

##### (3) 公開資料

ア 本実施要領

## イ 仕様書

- (ア) 宇部市公開型 GIS・統合型 GIS 整備事業業務特記仕様書
- (イ) 【別紙 1】 データセンター要件表
- (ウ) 【別紙 2】 搭載レイヤー一覧表
- (エ) 【別紙 3】 公開型 GIS 要求機能一覧表
- (オ) 【別紙 4】 統合型 GIS 要求機能一覧表
- (カ) 【別紙 5】 外部情報連携システム要求機能一覧表
- (キ) 【別紙 6】 サービスレベルアグリーメント基準表

## ウ 機能要件等確認表

## エ 質問書（様式 1）

## オ 参加表明届（等式 2）

## カ 事業者（会社）概要（様式 3）

## キ 暴力団排除に関する誓約書（様式 4）

## ク 業務実績書（様式 5）

## ケ 業務実施体制調書（様式 6）

## コ 業務責任者等調書（様式 7）

## サ 参加辞退届（様式 8）

## シ 選考審査基準

## 6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、次のとおりとする。

### (4) 質問の受付

#### ア 受付期限

令和 6 年 4 月 12 日（金） 午後 1 時まで

#### イ 提出方法

質問書（様式 1）により、本要領第 13 項の事務局に受付期限までに電子メールにて提出すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

また、電子メール送信後は事務局へ電話で受信確認すること。

### (5) 質問の回答

#### ア 回答期日

令和 6 年 4 月 17 日（水）

#### イ 回答方法

市公式ウェブサイトに掲載することとし、個別の回答は行わない。

## 7 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に定めるところにより参加表明に係る書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明届（様式2）
- イ 事業者（会社）概要（様式3）
- ウ 登記事項証明書
- エ 滞納がないことを証する証明 ※市内に営業所を有する事業者のみ。
- オ 未納がないことを証する証明（その3の3）（国税）
- カ 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- キ 業務実績書（様式5）  
他自治体での実績を記入すること。

#### (留意事項)

証明書についてはすべて写し可、発行から3か月以内のものとする。

### (2) 提出期限

令和6年4月19日（金） 午後5時まで

### (3) 提出方法

本要領第13項の事務局に提出期限までに電子メールにて提出すること。

電子メール以外の方法による提出は受け付けない。

また、電子メール送信後は事務局へ電話で受信確認すること。

なお、電子メールの添付ファイルのサイズが10MBを超える場合は、ファイル送信サービスや添付ファイルを分割する等の方法により提出すること。

## 8 参加資格審査と結果の通知

参加表明に係る書類により参加資格審査を行い、令和6年4月23日（火）に電子メールにて審査結果を通知する。

## 9 提案書類の提出

前項の審査により参加資格要件を満たすと認められた参加者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案に係る書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類

- ア **企画提案書**（任意様式）  
企画提案書は、仕様書のほか、別紙「選考審査基準」の提案項目について記載すること。

表紙、目次等を除く30ページ以内とし、A4版で両面印刷とすること。

※提案上限金額の範囲内で、仕様書に記載のない自由提案も認める。

#### イ 機能要件等確認表

機能要件等確認表について、以下(ア)～(エ)への対応可否を記載すること。なお、代替案により同程度のサービスを提供可能である場合は、備考欄に記載すること。

(ア) データセンター要件表

(イ) 公開型 GIS 要求機能一覧表

(ウ) 統合型 GIS 要求機能一覧表

(エ) 外部情報連携システム要求機能一覧表

#### ウ 見積書 (任意様式)

見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、本要領第2項第4号の提案上限額以内の金額で以下の項目で見積もること。

(ア) 公開型・統合型 GIS 構築業務

(イ) 公開型・統合型 GIS 運用保守業務

(ウ) 道路台帳デジタル化業務

金額の明細(積算根拠)を記載すること。

(イ)の保守業務の金額は、令和7年度以降の年間費用の12分の1の金額を記載すること。

#### エ 業務工程表 (任意様式)

A4判1枚に業務の工程を記載すること。

#### オ 業務実施体制調書 (様式6)

本業務を担当する業務責任者、技術者等について記載すること。

#### カ 業務責任者等調書 (様式7)

業務実施体制調書に記載した、業務責任者、主任技術者、照査技術者、道路台帳デジタル化に従事する技術者についてそれぞれ作成すること。

#### (2) 提出期限

令和6年5月10日(金) 午後5時まで

#### (3) 提出方法

本要領第13項記載の事務局に持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、平日9時～17時までの間とする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

なお、郵送の場合は、確認のため電話にて送付したことを連絡すること。

#### (4) 提出部数

出力製本：6部

電子データ：1部(CD等のメディアで提出すること)

## 1 0 最優秀提案者の選定

『宇部市公開型 GIS・統合型 GIS 整備事業業務プロポーザル審査委員会』（以下「審査会」という。）において、以下に示す実施方法及び審査方法を正式に決定した上で、審査（書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング）を行い、本業務に最も適切な者を選定する。なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断する。

### (1) 実施方法(案)

ア 実施方式 企画提案プレゼンテーション

イ 日 時 令和6年5月22日（水）（予定）

ウ 実施場所 宇部市役所本庁舎

エ 持ち時間等 60分程度（説明30分、質疑応答30分）

オ 説明 出席者は1者3名までとし、提出した提案書類に沿って説明すること。追加資料の使用は認めないが、提案書の要約である説明用スライドの投影は認める。また、説明の中で、導入予定のシステムのデモを必ず実施すること。プレゼンテーションは非公開とする。

カ 説明者 説明は、本業務に実際に参加するものが行うこと。

### (2) 選考審査基準

別紙「選考審査基準」のとおり。

### (3) 受託候補者の決定

最も高い得点者を第1優先交渉権者、次点を次点交渉権者として受託候補者とする。

なお、総合評価点が同点で優劣がつかないときは、見積価格の低い事業者を第1優先交渉権者とする。

### (4) 選定結果の通知

審査の結果は、審査会終了後参加者全員へ通知する。

### (5) その他

ア 審査結果に対する異議等は受理しない。

イ 総合評価点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選定しないことがある。

## 1 1 契約の締結

(1) 第1優先交渉権者と本業務委託の契約締結交渉を行うものとする。選定された提案書の記載事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定しているが、協議調整の上、決定する。この場合に、市は必要に応じて第1優先交渉権者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。

る。

- (2) 第1優先交渉権者と協議が整わない場合や、第1優先交渉権者が契約締結までに参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点交渉権者と契約締結の交渉を行うものとする。
- (3) 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定し、上記協議を行う。
- (4) 契約保証金については、宇部市財務規則（昭和44年宇部市規則第4号）第98条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、同規則第99条の規定に該当する場合は、免除等することがある。

## 1.2 留意事項

- (1) 提案募集に参加する場合は、本業務委託プロポーザル実施要領、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 本プロポーザルに係る実施要領・審査等に関する異議は受け付けない。
- (3) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (5) 企画提案書は1者につき1案とする。
- (6) 提出した書類の全部又は一部を変更することはできない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において、市が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本法定通貨に限る。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止等の措置を行うことがある。
- (9) 他の応募者から提出される企画提案書等は閲覧できない。
- (10) 提出された書類は一切返却しない。
- (11) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (12) 市が提供する資料は、提案の検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (13) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
  - イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
  - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - エ プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - オ 選定の公平性を害する行為があった場合
  - カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合



- (14) 書類提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡するとともに、書面（様式8）により申し出ること。

### 1.3 事務局（問合せ先及び提出先）

宇部市 総務部 デジタル推進課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話：0836-34-8119

ファックス：0836-22-6009

メールアドレス：[itu@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:itu@city.ube.yamaguchi.jp)